

北海道告示第 10604 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和2年8月27日までに北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和2年4月27日

北海道知事 鈴木 直道

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

100満ボルト釧路店
釧路郡釧路町木場2丁目3番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社サンキュー 代表取締役 道法 一雅
福井県福井市新保北一丁目601番地

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,163㎡
(変更後) 2,835㎡

イ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(ア) 駐車場の収容台数

(変更前) 100台
(変更前) 133台

(イ) 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-3」に表示 76㎡
(変更後) 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-4」に表示 69㎡

(ウ) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置：届出書添付図面「配置図（変更前）図-3」に表示 114㎡
(変更後) 位置：届出書添付図面「配置図（変更後）図-4」に表示 77㎡

ウ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 閉店時刻：午後9時00分ただし年間10日間は翌午前0時00分
(変更後) 閉店時刻：翌午前0時00分

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 至：午後9時30分ただし年間10日間は翌午前0時30分
(変更後) 至：翌午前0時30分

(ウ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 自：午前7時30分
至：午後8時00分

(変更後) 自：午前6時00分
至：午後10時00分

(4) 変更する年月日

令和2年12月1日

(5) 変更する理由

店舗を増築して運用を見直すため

2 届出年月日

令和2年3月30日

3 届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和2年4月27日(月)から令和2年8月27日(木)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時15分まで

(4) その他

縦覧については、釧路町に対しても協力依頼を行う予定であるので、縦覧場所、時間等は釧路町へ問い合わせること。